

おはなし
しませんか？

いろんなこと

- ## 2. リハビリセンターしんめいの概要
- ### (1) 提供できるサービスの種類と地域

*対象地域・・・上記以外の方でご希望の方はご相談ください、上記地域内でもご利用できない場合もございます。詳細はセンターまで。

※生活相談員・介護職員のうち1名以上は常勤

(4) 営業日及び営業時間

3. サービス内容

① 見学	③ 健康チェック	⑤ 生活・利用相談
② 送迎サービス	④ 趣味活動援助	⑥ 機能訓練援助

(1) 利用料金

- ① 第1号通所介護利用単位及び料金（円）

② 自費利用の金額（利用者が希望したサービスのみ料金がかかります）

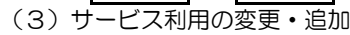
(2) キャンセル料
サービス提供日の前日（月曜日利用の方は当日の8時30分まで）17時までに連絡無くお休みした場合は、介護保険料の10割にあたる金額を請求致します。
ご利用できない日を他のご都合の良い日に振り替えることもできますので、お気軽にご相談ください。
定員数ご予約頂いている日への振替は、ご希望に添えない可能性もございますのでご了承ください。

- (3) 支払方法
当月の料金の合計額を翌月20日（土・日・祝の場合は翌営業日）ゆうちょ口座振替によりお支払いください。但し、初回の利用料は、手続きの都合上基本的に集金とさせていただきます。

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当社職員がお伺い致します。ご利用回数など担当の介護支援専門員と事前にご相談ください。ご要望を取り入れ調整後契約を結び、ご利用開始となります。

- ## （２）契約締結からサービス提供までの流れ



サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日をご契約者に提示して協議します。

- #### (4) サービスの中止

事業者は、利用者の体調不良や、他の人へ感染させる恐れのある等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。また、天候不良や災害時などにより、安全な運営が行えない場合も、サービスを中止する場合がございます。

- (5) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の前日までに担当の介護支援専門員へお申し出ください。
- ② 人員不足等やむを得ない事情で、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。
 - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、※非該当（自立）と認定された場合※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ 利用者が永眠された場合
- ④ その他
 - ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族様等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族様等が当センターや当センターのサービス従業者に対し本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

6. 当センターの特徴

- (1) 事業目的
- ・ 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す為に通所サービスを提供します。

(2) 運営の方針

- ・利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能・生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- ・ご利用者様やご家族様お一人お一人の『何かしたい』を大切に考えております。
- ・ご利用される方それぞれのデイサービスでありたい、ご近所やご友人宅へ遊びに行くような楽しい気持ちでご利用できるよう勤めます。
- ・介護予防・体力づくり・生活習慣病予防・健康づくりのお手伝い。
- ・介護を予防すると言う考え方を常に念頭に置き、当社のモットーでもある『生涯現役』を実現する為に通所サービスの提供を行います。
また、医療や地域、ボランティア等との連携を図り、利用者様をサポートします。
- ・原則として身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

(3) サービス向上のために

事 項	有無	備 考
従業員への研修の実施	有	採用時研修および年2回の新任・現任研修
サービスマニュアルの作成	有	送迎・活動支援・接遇マナー
第三者評価の実施	無	
サービス相談窓口の設置	有	本社

(4) サービス利用に当たっての留意事項

- ・送迎
事前の打ち合わせに基づき設定いたしますが、交通事情や、利用者の体調により10分程前後する場合がありますのでご自宅の中でお待ち下さい。
基本的には介助者が同行致しますが、心身の状況に応じ職員1名で送迎を行う事がございます。介助者希望の際はお気軽にお申し付けください。(職員1名でも乗降介助は行います)
- ・職員の指示に従って頂くこと
転倒・事故などを無くし安全に利用して頂くために、当施設利用時間（送迎時含む）は、職員の指示に従って頂きます。職員の指示に従わずに起こった事故に関しては責任を負いかねます。
- ・体調確認
血圧・脈拍・体温をセンター到着時に測ります、必要な方は適宜計測致します。
- ・体調不良等によるサービスの中止・変更
感染性の疾患・風邪・病気の際はサービスの提供をお断りする事がございます。また、利用当日の体調確認によって体調不良が確認された場合や、ご利用中に体調が悪くなった場合においても、サービス内容の一部変更や、中止の対応をとらせていただく事がございます。
その場合、事前の打ち合わせや、ご家族様への連絡調整のうえ適切な措置を講じます。
- ・設備、器具の利用
施設内の設備・器具等につきましては、ご自由に使用いただけますが、使用時危険を伴うおそれのある設備・器具等をご使用いただく場合は、職員がお手伝い致しますので、使用方法などについても遠慮なくお申し出ください。

7. 事故発生時等緊急の対応方法

- ① 利用者に対する通所サービスの提供により事故が発生した場合は区市町村、当該利用者の家族当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置をすみやかに講ずる。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ② 事故の状況及び事故に対して採った処置について記録を行う。
- ③ 連絡先

主治医	病院名/科目	/
	連絡先/医師名	/
ご家族 又は 代理人	氏名/続柄	/
	連 絡 先	
支援事業所	名 称	
	連 絡 先	
地域包括支援 センター (介護予防者)	名 称	
	連 絡 先	

8. 非常災害対策

- | | |
|---------|------------------------|
| ・防災時の対応 | 職員による利用者の身体状況に合わせた避難誘導 |
| ・防災設備 | 火災報知器・消火器の設置 |
| ・防災訓練 | 年2回実施 |
| ・防火責任者 | 管理者 |

9. 虐待の防止について

- (1) 事業者は利用者の人権・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止に関する責任者は管理者が行います。
 - ② 成年後見制度の利用を支援します。
 - ③ 苦情解決体制を整備しています。
 - ④ 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ⑤ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) 事業者はサービス提供中に、当該事業所職員又は家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市及び関係機関に通報するものとする。

10. サービス内容に関する苦情

- (1) 当センターが提供するサービスについて利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付ける為の窓口を設置し、誠心誠意、迅速に対応いたします。

苦情対応窓口

本社	有限会社あいむケアサービス
担当	統括本部長
電話	042-674-5777

- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

相談受付→利用者からの苦情・相談発生→管理者へ連絡→各関係機関・会社に報告・連絡・相談と同時に苦情相談の対処→随時利用者へ経過状況、結果報告→再発防止の為の会議を開催、一般化、普遍化される内容はマニュアル化。→苦情は職員へ周知し再発防止に努めます。

- (3) その他

- ① 国保連合会苦情相談窓口
電話 03-6238-0177（土・日・祝を除く9時～5時まで）

- ② 市役所（保険者）

- ☑ された保険者があなたの相談窓口です
- ☐ 日野市 電話 042-514-8519（直通）
- ☐ 八王子市 電話 042-620-7420（直通）
- ☐ 立川市 電話 042-522-2481（直通）

11. 当社の概要

法人名称	有限会社あいむケアサービス
代表者	代表取締役 鈴木 勝啓
本部所在地	東京都八王子市大塚796-1
電話	042-674-5777

定款の目的に定めた事業

- ① 指定居宅介護支援事業
- ③ 福祉用具貸与事業
- ⑤ 介護用品、福祉機器用具の販売業
- ② 通所介護事業
- ④ 建築及び設計ならびにリフォーム業
- ⑥ 古物売買業（中古ベッド等販売）

施設・拠点等

- | | |
|---------------------------|-----|
| ・介護予防通所介護・通所介護事業所・通所型サービス | 3カ所 |
| ・介護予防支援・居宅介護支援事業所 | 1カ所 |
| ・介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与 | 1カ所 |
| ・特定福祉用具販売 | 1カ所 |
| ・住宅改修事業 | 1カ所 |

契約締結日 令和 年 月 日
本書を2通作成し、利用者、事業者が記名押印の上1通ずつ保有するものとします

事業者	
所在地	〒191-0016 東京都日野市神明3-7-19
事業所名	リハビリセンターしんめい

説明者 _____ 印

利用者
氏 名 _____ 印

代理人
氏 名 _____ 印 （続柄 _____）